

企画競争説明書

業務名称：カーボベルデ国ハイブリッド発電システム導入プロジェクト

調達管理番号：20a00868

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月9日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年12月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：カーボベルデ国ハイブリッド発電システム導入プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2023年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業

務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第一課 竹内清佳 Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部資源・エネルギーグループ第二チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場

合、競争から排除しない。

- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年12月18日（金）12時

- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

- (3) 回答方法：2020年12月24日（木）までに当機構ウェブサイト上にて行

います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月8日（金）12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
本邦研修に係る経費（第3、5、（1））
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 CVE 1 = 1.14 円
 - b) US\$ 1 = 104.156 円
 - c) EUR 1 = 124.578 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／再エネ導入支援（2号）
- b) ディーゼル発電運営管理（3号）
- c) ハイブリッドシステム運用（3号）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.09M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点

40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年1月25日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：ハイブリッド発電システムの導入・運営維持管理に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(2021年3月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が2021年4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任/再エネ導入支援(2号)

➤ ディーゼル発電運営管理(3号)

➤ ハイブリッドシステム運用(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／再エネ導入支援）】

- a) 類似業務経験の分野：再エネ導入支援に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：カーボベルデ国及びその他全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：ディーゼル発電運営管理】

- a) 類似業務経験の分野：ディーゼル発電運営に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：カーボベルデ国及びその他全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：ハイブリッドシステム運用】

- a) 類似業務経験の分野：ハイブリッドシステム運用に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価なし
- c) 語学能力：評価なし

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
	(26.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／再エネ導入支援</u>	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	-	(8.00)
ア) 類似業務の経験	-	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ウ) 語学力	-	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
オ) その他学位、資格等	-	1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>ディーゼル発電運営管理</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>ハイブリッドシステム運用</u>	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	4.00	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 1月15日（金） 11：00～13：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書

1. プロジェクトの背景

カーボベルデ共和国(以下、「カーボベルデ国」という)は人口約549千人(世銀、2019年)の島嶼国である。カーボベルデ国の総発電電力量は419 GWh/年、総設備容量は223 MW(内、再生可能エネルギー(以下「再エネ」という)は32.4 MW)(JICA、2015年)である。電力需要に関し、サンティアゴ島が全体の5割以上を占め、また、これにサン・ビセンテ島、サル島、ポア・ビスタ島を加えた4島が約9割を占めている。カーボベルデ国は水やエネルギー資源が乏しく、軽油、重油などが商品輸入の約2割を占めており、エネルギーコストを押し上げ国際収支に慢性的な悪影響を及ぼしている。

かかる状況から、カーボベルデ国政府は、2011年に2020年までに電源の50%を自国で賄える再エネとする目標を定め、同年には再エネ促進のための政令が制定され、2013年に再エネロードマップの作成が行われた。2011年以降の風力を中心とする再エネ設備の本格導入により、2014年には再エネ利用率は25%まで引き上げられ、発電電力量の増加に相反して、2012年、2013年にかけて燃料輸入量が軽油で15%、重油で8%減少し、発電用燃料の一定の焚き減らし効果が認められた。その後、2018年に政府目標が修正され、2025年に50%の再エネ導入率が掲げられている。

他方で、再エネ導入率は、2015年以降20%台を超えておらず、更なる再エネの導入率の向上のためには、ディーゼル発電の適切な運用と、ベース電源・出力調整電源の両面での効率性の最大発揮が必要となる。また、再エネ導入の拡大に向けて、再エネ電源の開発計画と適切な運用・維持管理についても同様に課題となっている。本事業は、これらの課題について優れた知見を有する我が国が技術移転を実施することにより、最適なハイブリッド発電を実現し、カーボベルデ国の再エネ導入率の向上、電力セクターのコスト削減などに貢献することを目的としている。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

再エネ導入率の拡大

(2) プロジェクト目標

ハイブリッド発電システムの実施体制が構築される。

(3) 期待される成果

1. ディーゼル発電の運営・維持管理に係る適切かつ経済的な実施体制の強化。
2. 再エネ発電の適切な導入促進策と最適運用の方法が確立される。

(4) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1. 既設ディーゼル発電の運用状況がレビューされる(ベースライン調査)。
- 1-2. 再エネ導入拡大のためのディーゼル発電運用基準(最低出力の見直し等)が立案される。
- 1-3. 立案されたディーゼル発電運用基準が実施される。
- 1-4. ディーゼル発電運用基準の実施結果が検証され、必要に応じてその内容が見直される。

- 1-5. 過去の保守点検実績を分析・評価する。
- 1-6. 上記結果を踏まえ、改善された維持管理基準と保守作業計画が立案される。
- 1-7. 改善された維持管理基準と保守作業計画に基づき、ディーゼル発電の保守作業（日常／部分点検、あるいは、オーバーホール）が実施される。
- 1-8. 上記保守作業の結果が検証され、改善された保守作業計画が必要な予算（再委託料金、工具および機器の費用含む）とともに立案される。
- 1-9. ディーゼル発電の適切な運営・維持管理に関する知見が関係者間で共有される。

【成果2に係る活動】

- 2-1. 再エネ発電の現状および将来の開発計画がレビューされる。
- 2-2. 再エネ発電の導入比率を高めるための導入促進策が提案される。風力民間発電事業、余剰電力の島間取引、優先給電ルールの制定など政策・制度面も含む。
- 2-3. 既設の再エネ発電の運用状況が検証される。
- 2-4. ハイブリッド発電システムの最適運用マニュアルが作成される。
- 2-5. 上記マニュアルに沿ってハイブリッド発電システムの最適運用が実施される。
- 2-6. ハイブリッド発電システムに関する知識が関係者間で共有される。

（5）対象地域

サンティアゴ島、サン・ビセンテ島、サル島

（6）関係官庁・機関

- ・ 商工業エネルギー省
- ・ 電力・水道公社

3. 業務の目的

「ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D（Record of Discussions）に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2021年1月に当機構がカーボベルデ国商工業エネルギー省、電力水道公社と締結予定のR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

（1）技術協力の方法

本案件がカーボベルデ国における初の技術協力事業となることから、実施体制や実施方法等についてカーボベルデ国側C/Pへの丁寧な説明が求められる。

日常的な業務の実施に当たっては、JICA専門家内のみで業務を実施するのではなく、C/Pと密接に共同してプロジェクト活動を進めていくことを基本として、双方が参加

する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。特に各種基準、マニュアル類の作成等にあたっては、商工業エネルギー省、電力・水道公社やJCCのメンバーも交えたワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保することとする。

実施機関のオーナーシップの熟成のために、6か月に一度作成されるモニタリングシートの作成にあたっては、受注者とC/P機関の連名として、内容の作成にあたって可能な限りC/Pのオーナーシップを引き出しつつ、双方にて作成を行うこととする。特にマニュアル類の作成等にあたっては、プロジェクト終了後もC/P自身が管理・更新していく必要があるため、作成過程においてC/Pのオーナーシップを最大限引き出す工夫を行う。例えば、引退を控えた熟練技術者によって蓄積され、暗黙知化されてきた知見については、それらを可視化させることで、今後の世代が活用できる形に残す必要がある。マニュアル作成にあたっては、熟練技術者や若手技術者へ充分ヒアリング等を行い、どのようなニーズや知見があるか把握に努めることとする。また、参加型ワークショップ等を通し、C/P側のインプットを最大化することに努める。

ディーゼル発電運営・維持管理、再エネ開発計画、再エネ発電運営・維持管理に係る本邦研修（C/P研修）も効果的に活用する。必要に応じて、課題別研修や第三国研修の活用、マネジメント層に対しても研修の実施を検討する。

また、JICA専門家が現地指導するのは首都のあるサンティアゴ島が中心となる想定であるが、他の2島での技術協力の方法については、効率的、効果的と考えられる手法をプロポーザルにて提案すること。

（2）プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（C/P機関との合意文書の変更、契約の変更等）を取るものとする。

（3）詳細計画策定フェーズにおける留意点

本プロジェクトは段階的計画策定（二段階方式策定）の適用を行うものであり、詳細計画策定フェーズ（半年程度を想定）と、本格活動実施フェーズに分かれている。詳細計画策定フェーズにおいては、詳細計画策定調査を実施し、ベースラインのデータ取得とともに、本格活動実施フェーズにおける業務内容等を検討して、結果をR/Dへと反映する。よって、本格活動の内容を方向付ける協議に際しては、先方関係機関との協議に先立ち、JICA関係部署による十分な検討と確認を経ることとする。なお、本契約は、両フェーズの活動を対象としたものである。

（4）プロジェクト実施体制（カーボベルデ国側）

カーボベルデ国側C/P機関にて、プロジェクト実施の核となるマネジメント・グループ（MG）及び実務部隊であるテクニカル・マネジメント・チーム（TMT）の選定を行う。

（5）離島での電気事業のノウハウの活用とプロポーザルでの提案依頼事項

本プロジェクトは、電力システムの規模が小さい国を対象としていることから、コンサルタントは、それらの国と系統規模が比較的近い日本の離島での電気事業、特にディ

ーゼルと再エネのハイブリッド発電システムの導入、運用を通じて蓄積されたノウハウや技術を十分に活用した技術移転を行うことが期待される。それらを踏まえ、プロポーザルの作成にあたっては、コンサルタントの知見と経験に基づき、具体的な業務方法等の提案を行うこと。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた業務の進め方

現在、新型コロナウイルス感染拡大により日本から海外への渡航に大きな制約が生じている。本プロジェクトにおける受注者のカーボベルデ国への渡航については、安全対策措置が緩和されたのち開始することとする¹。なお、ベースライン調査、ワークプランの最終化に関する業務及び、第1回合同調整委員会（Joint Coordination Committee: JCC）開催は、現地渡航を必要としない手段（オンライン会議システム等）で行う可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて、現地調査の実施方法については、ローカルリソースの活用を含め、効率的、合理的な方法を検討すること²。

6. 業務の内容

コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施するために、具体的な作業工程をプロポーザルにて提案すること。

(1) 詳細計画策定フェーズ（2021年3月～9月）

1) 国内準備（2021年3月～4月）

本プロジェクトにかかる関連報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（英文）に取りまとめる。同プランを基に、カーボベルデ国側関係者と協議、意見交換し、合意することとする。

ワークプランの作成に並行し、詳細計画策定調査に向けた国内準備を行う。事前調査計画及び方針を検討するとともに、C/P機関への質問表の取りまとめを行う。対処方針（案）を作成し、対処方針会議等で協議を行い、渡航前に詳細計画策定調査方針に関して日本側関係者で合意を図る。

2) 詳細計画策定調査の実施（2021年5月～9月）

詳細計画策定調査方針に基づき、情報の収集及び分析、C/P機関との協議を通じて、

¹ 本プロポーザル作成においては、2021年4月から渡航可能と仮定する。但し、一度緩和された後にも、日本、カーボベルデ双方の感染流行状況により、再度、渡航制限が発生する可能性がある。については、本プロジェクトにおいては、そのような事態をあらかじめ想定し、オンライン会議システムや、カウンターパート（以下、「C/P」という。との連絡調整をスムーズに行うための現地秘書・連絡要員の活用により、受注者が渡航出来なくなった場合にも、可能な限り計画通りに業務を実施する代替策を予め準備することとする。プロポーザルの作成にあたっては、「2021年4月から渡航可能と仮定する」ことを前提としつつ、20ページ以内の記載制限外において、付録として、渡航出来ない場合のコンティンジェンシープランを2ページ以内で記述する。なお、付録も評価対象とする。

² ローカルリソースの活用方法については、現行のコンサルタント等契約制度の下においても、以下のような方法が検討可能であるため、必要に応じ、プロポーザルにおいて提案のこと。

- (1) 特殊備人費（一般業務費）を活用した、ローカルリソース（主に個人）を活用する。
- (2) ローカルリソース（個人。法人に所属する個人を含む。）を業務従事者として配置する。補強として配置する場合、全業務従事者4分の3までを目途として認めます（第3章「3. 業務従事者の条件」参照）。
- (3) ローカルリソース（法人）を共同企業体構成員とする。共同企業体構成員の場合、我が国における法人登記及び全省庁統一資格を要件としません（第1章「5. 競争参加資格」参照）。

成果1活動のうち、活動1-1、1-5、成果2活動のうち、活動2-1、2-3を行う。特に、以下の点に留意する。

① 実施体制の確認

本プロジェクトの成果発現、円滑な技術移転活動の実施に向け、JCC、MG、TMTを設置することとなっており、詳細計画策定調査において構成要員を協議し、決定する。JCCのストラクチャーについてはR/DのAnnex4を参照とするが、C/P機関の意向等に応じ、適宜見直す可能性も否定しない。

② カーボベルデ国側機関の能力レベルと研修ニーズの把握

業務開始後速やかに、カーボベルデ国側機関職員の技術能力や研修ニーズを把握するためのワークショップを開催する。この結果を分析し、具体的活動を検討するための基礎情報として活用する。

③ 調達機材の確認

本プロジェクトの円滑な実施のために業務実施契約から調達が望ましい機材あるいは道具類等があれば、機材名、数量、仕様、銘柄、現地調達可否、見積価格、必要と判断される理由、用途等を明記した調達計画書を作成し、JICAに提出し、承認後に調達手続きを進める。ただし、カーボベルデ側機関の自立発展性、プロジェクトの効率性等を考慮し、必須なものに限る。

④ PDM（案）及びPO（案）の改訂、変更R/D（案）の作成及び締結支援

詳細計画策定調査の結果に基づき、カーボベルデ国側と本格活動フェーズの実施方針に関する協議を行い、活動項目、評価指標、活動スケジュールを含むPDM（案）及びPO（案）の修正を行う。併せて、詳細計画策定調査の結果を反映した変更R/D（案）をJICAと調整して作成する。本プロジェクト本格活動フェーズに関するとの協議及び変更R/Dの締結を支援する。

（2）本格活動実施フェーズ（2021年9月～2023年2月）

（1）の活動結果を踏まえて、成果1・2活動のうち、残りの活動を行う。

（3）モニタリング

本プロジェクトにおいては、6か月に1度の頻度でモニタリングを実施することを基本とする。JICA所定のモニタリングシートに基づき、C/P機関と共同でプロジェクトの進捗状況を把握し、PDM及びPOからの変更有無も確認する。モニタリング結果はJCCに報告し、承認を得る。

（4）JCC

本プロジェクトの進捗状況を関係者一同で確認するために、JCCを年1～2回開催する。コンサルタントはJCCを活用し、本プロジェクトの適切な管理に努めるものとする。本業務期間においては、最終渡航時にJCCを開催し、活動状況、成果、課題等につき共有及び議論を行う。

（5）プロジェクト業務完了報告書の作成

プロジェクトの活動内容をプロジェクト業務完了報告書に取りまとめる。同報告書は、JCCで報告するものとする。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、プロジェクト事業進捗報告書（中間成果品）、プロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

レポート名	提出時期	部 数等
業務計画書 （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：3部 電子データ
ワークプラン	業務開始から約2ヵ月後	英文：5部 電子データ
モニタリングシート	業務開始から6ヵ月毎	英文電子データ
プロジェクト業務進捗報告書	モニタリングシート提出に併せて提出	和文・英文電子データ
プロジェクト業務完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚

プロジェクト進捗概要資料は、プロジェクトの概要及び進捗を対外的に分かりやすく説明することを目的に、A4で1-2枚程度の分量で、現地活動の写真や図を用いて作成し、発注者（本部及びセネガル事務所）に提出すること。プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) プロジェクト業務進捗報告書／完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）

- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間評価・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文版に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画（WBS等を活用）
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦ 合同調整委員会議事録等
- ⑧ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

（２）技術協力成果品等

受注者が直接作成する以下の資料を発注者に提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成期のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア ベースライン調査結果報告書
- イ 本邦研修活動報告書
- エ ディーゼル発電運用基準
- オ ディーゼル維持管理基準と保守作業計画
- カ ハイブリッド発電システムの最適運用マニュアル

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2021年3月に開始し、約24ヶ月後の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

(全体) 約23.25M/M (現地16MM、国内7.25MM)

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、受注者は、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- a) 総括/再エネ導入支援 (2号)
- b) ディーゼル発電運営管理 (3号)
- c) ディーゼル発電維持管理— (機械)
- d) ディーゼル発電維持管理— (電気)
- e) ハイブリッドシステム運用 (3号)
- f) 再エネ発電技術

3. 相手国の便宜供与

- (1) C/Pスタッフの配置
- (2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料および閲覧資料

【配布資料】

(1) 配布資料

- ① 技術協力プロジェクト要請書
- ② 署名予定R/D案

(2) 公開資料

本調査に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されている。

- カーボベルデ国「再生可能エネルギー導入と系統安定化のための情報収集・確認調査」ファイナル・レポート」(2016年度)

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

6. 現地再委託

現地再委託は認めない。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 部分払

本業務においては、契約期間が24ヶ月の長期に及ぶため、モニタリングシートを中間成果品として、部分払を認めることとする。

(3) 安全管理

現地作業期間中は 安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、外務省やJICA等のホームページを通じ、効率的かつ適切に情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICAセネガル事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構産業開発・公共政策部に速やかに相談するものとする。

(5) 本邦招へい・研修

招へい・研修日程及びカリキュラムの作成、講師の手配、見学先・実習先の手配、教材の作成、研修場所及び必要資機材の手配、講義・実習・見学の実施等、研修に係る運営管理を行う。受注者は、候補者の人選について同案件に係る発注者の意向を確認しつつ、候補者の人選及び研修内容についてC/P に助言し調整する。

受注者は発注者の受入に係る要望調査票及びアプリケーションフォームの作成並びに本邦研修に協力することとし、本邦研修の内容に関しては、C/Pと十分に協議の上、現地での技術指導を通じて能力向上の期待ができる内容に重点を置いた研修内容とする。研修実施の時期に関しても最も効果的なタイミングとなるよう、C/Pと調整すること。

上記の実施にあたっては、受注者は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」（https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq0000pwqg3-att/tra_201607_guide.pdf）に沿い、本研修の趣旨を十分理解した上で実施すること。

なお、予算は一律5,000,000円の定額計上とする。

以上